

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和8年4月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社ビーコンラーニングサービス	33,816,750	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	対象外
2	令和8年度大阪市ガバメントクラウド運用管理補助業務委託(庁内連携機能保守、休日問合せ・障害対応)	情報処理	株式会社NTTデータ関西	46,578,840	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
3	令和8年度大阪市証明書等コンビニ交付システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	147,840,000	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
4	令和8年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム改修・整備業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	39,684,183	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	対象外
5	令和8年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	497,397,505	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
6	令和8年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	68,846,448	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

7	令和8年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	376,551,010	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
8	令和8年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	198,968,748	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
9	令和8年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	145,601,395	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
10	令和8年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	388,723,027	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
11	令和8年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	470,502,202	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
12	令和8年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	120,132,138	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
13	令和8年度業務統合端末用ライセンス取得及び使用料支払業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	15,074,400	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	対象外
14	令和8年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	196,792,387	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
15	令和8年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託	情報処理	キシステム株式会社	30,337,560	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	対象外

16	令和8年度多言語翻訳機 ナリティクスサービスライ センス取得及び使用料支払等 業務委託	情報処理	富士ソフト株式会社 営業本 部	2,112,000	令和8年4月8日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G30	対象外
17	令和8年度議事録作成支援 サービスライセンス取得及び 使用料支払等業務委託	情報処理	株式会社会議録研究所 大 阪営業所	1,237,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	2号	対象外
18	令和8年度大阪市行政オンラ インシステムサービス利用及 び運用保守業務委託	情報処理	株式会社TKC	86,064,000	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を 定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

NO. 1

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社ビーコンラーニングサービス

- 3 随意契約理由
株式会社ビーコンラーニングサービスは、現行行政データ可視化システムのサービス提供業者であり、サービス利用にあたって中継サーバ用のプログラム開発や提供環境のチューニング作業等を実施していることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、競争入札に適しないものであるため、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)

- 5 担当部署
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ (電話番号 06-6208-7735)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市ガバメントクラウド運用管理補助業務委託（庁内連携機能保守、休日問合せ・障害対応）

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

株式会社N T Tデータ関西は、「標準準拠システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託」の受託者であり、大阪市ガバメントクラウドの各業務システム所管課からの問合せや障害対応を含む運用保守業務を行っているほか、大阪市ガバメントクラウド上での追加機能の構築業務を行っていることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで市民サービスに大きな影響が及ぶため、これらの役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、当該事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市証明書等コンビニ交付システム運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社N T Tデータ関西

- 3 随意契約理由
株式会社N T Tデータ関西は、現行証明書等コンビニ交付システムの開発業者であることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで証明書等コンビニ交付システムの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、これらの役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7114）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム改修・整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

株式会社N T Tデータ関西は、現行業務系ネットワーク二要素認証システムの開発・運用・保守業者であり、当該システムの利用にあたりプログラム開発や提供環境のチューニング作業及びシステムの運用保守を実施していることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社N T Tデータ関西と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G4)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社

- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤の開発・運用保守業者であり、基盤開発や各種の基盤運用保守作業を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで本市共通クラウドの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じる。
以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

株式会社N T Tデータ関西は、業務系ネットワーク二要素認証システムの開発業者であることから、当該役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで本市業務系ネットワークの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じる。

以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワークの開発・運用保守業者であり、各ネットワークの利用にあたり必要となるプログラムの開発、提供環境のチューニング作業及びネットワークの運用保守を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで本市情報通信ネットワークソフトウェア等の安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じる。

以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社

- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、情報通信ネットワークの開発業者であり、各ネットワークの利用にあたり必要となるプログラムの開発や提供環境のチューニング作業等を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで本市情報通信ネットワークの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発・運用保守業者であり、基盤開発やメール、Teams、ファイルサーバ等の各種運用保守作業を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本市情報通信ネットワークコミュニケーション基盤の継続的安定稼働を確保するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号 (W2)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所関西支社は、庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発業者であることから、当該役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の安定的な稼働に影響を及ぼし、業務に支障をきたすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本市情報通信ネットワークコミュニケーション基盤の継続的安定稼働を確保するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社N T Tデータ関西

- 3 随意契約理由
株式会社N T Tデータ関西は、基幹系システム統合基盤の開発業者であることから、当該役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで統合基盤システムの安定的な稼働に影響を及ぼし、業務に支障をきたすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7114）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社N T Tデータ関西

- 3 随意契約理由
株式会社N T Tデータ関西は、現行基幹系システム統合基盤の開発・運用保守業者であり、基盤開発や各種の統合基盤運用保守作業を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで統合基盤システムの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7114）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度業務統合端末用ライセンス取得及び使用料支払業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本契約は、令和6年5月16日に契約締結した「大阪市住民情報系基幹システムサーバ機器等一式長期借入（令和6年度借入）」（以下、「本体契約」という）で調達した業務統合端末について、当初導入のOffice 2021が令和8年10月にサポートが切れることが先日正式に発表されたことから、引き続き借入端末を安定的に利用するため、バージョンアップに必要となるライセンス及び資材（インストーラ）等の準備、端末へのインストール等対応支援の業務委託を行うものである。

今回のバージョンアップ対応については、本体契約と密接不可分の関係にあり、本契約を当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、原因の切り分け等復旧に向けた調整に時間を要することで対応が遅れが生じ、市民サービスに著しい支障が生じるおそれがあることから、本体契約の保守と一体的に行う必要がある。

以上のことから、競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本体契約の契約相手方である三菱HCキャピタル株式会社から保守業務委託を受け端末の保守業務を実施している株式会社日立製作所と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G4)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7114）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社

- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市情報通信ネットワーク基盤の開発・運用保守業者であり、ネットワーク基盤に関する各種設定変更作業や管理業務を行っていることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで本市情報通信ネットワークの安定的な稼働に影響を及ぼすなど、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、本市情報通信ネットワークの継続的安定稼働を確保するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
キシステム株式会社

- 3 随意契約理由
キシステム株式会社は現行ホームページ運用管理システムの提供・管理を行っている事業者であり、サーバ設定・ミドルウェア更新・障害復旧等の運用保守はサービス提供者の管理領域であるため、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、競争入札に適しないものであるため、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)

- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当DX推進グループ（電話番号 06-6208-7551）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度多言語翻訳機アナリティクスサービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託

- 2 契約の相手方
富士ソフト株式会社 営業本部

- 3 随意契約理由
本サービスは、既に入入した多言語翻訳機「ポケットークS2」の端末管理ツールであり、そのライセンス更新にかかる販売ルートは、機器の納入事業者であり現行ライセンスの申込先である富士ソフト株式会社に限定されていることから、競争入札に適しないものであるため、当該事業者と特名随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G30)

- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ
(電話番号 06-6208-8860)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度議事録作成支援サービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託

2 契約の相手方

株式会社社会議録研究所 大阪営業所

3 随意契約理由

本業務は、大阪府と府内市町村で足並みを揃えてシステム等を調達することで、行政DXの推進を通じた業務効率化と財政負担軽減の両立を図る観点から、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（通称：GovTech大阪／事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体を取りまとめて共同調達を実施したものであり、事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施しており、手続きの透明性・公平性が担保されているとともに、価格についてもスケールメリットが働いており妥当性が確保されているため、本市が単独で調達を行う場合よりも経済合理性がある。

また、共同で導入したシステム等を頻繁に更新するとかえって業務効率の悪化を招く恐れがあることから、共同調達は原則5年に一度としており、本市においても一構成員としてGovTech大阪事務局へ事業者選定を委任することで、本枠組に参加する。

以上により、他の事業者と契約することはできず、競争入札に適しないものであるため、株式会社社会議録研究所と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(2号)

5 担当部署

デジタル統括室DX推進担当DX推進グループ（電話番号 06-6208-7676）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度大阪市行政オンラインシステムサービス利用及び運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社TKC

- 3 随意契約理由
株式会社TKCは現行システムの開発・保守業者であり、当該システムの利用にあたりプログラム開発や提供環境のチューニング作業等を実施していることから、これらの役務に接続して提供を受ける本業務において、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるとともに、復旧に向けた調整に時間を要することで、安定的な市民サービスの提供に影響を及ぼすなど、現在の役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがある。
以上のことから、本市行政オンラインシステムの継続的安定稼働を確保するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社TKCと随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)

- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ
(電話番号 06-6208-7646)